

平成 25 年 第 7 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 7 月 26 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1 番	伊保智栄美	2 番	宮里良淳
3 番	上原英正	4 番	大城正幸	5 番	山城 学	6 番	具志堅繁光
7 番	稲福ツヤ子	8 番	大城茂治	9 番	上原和雄	10 番	大城仁輝
11 番	亀甲康栄	12 番	金城哲男	13 番	賀数宏	14 番	伊敷 幸栄
15 番	金城 勲	16 番	仲西栄二	17 番	玉城盛雄	18 番	新垣芳隆
19 番	大城竹信	20 番	国吉真昭	21 番	大保新幸		

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

1 番 伊保智栄美 2 番 宮里良淳

【議事日程】

日程第 1 議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 34 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 25 年度 第 7 回 総会 議事録

事務局	皆さんこんにちは。今日の欠席の連絡はございませんでした。全員参加ということです。本日の総会は全員参加で、総会の成立をご報告いたします。それでは会長よろしく願います。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。梅雨時期は例年より多くの雨が降っておりましたが、ここ一月あまりは、例年より気温も高く、雨らしい雨がふっておりません。特にサトウキビあたりは、枯れてきたような畑も見られ、早く雨が降ってほしいと思っております。私もサトウキビ作っています。去年は、モーターを使わなかったのですが、今年は、一昨年前に農協祭りで買ったモーターを動かそうとしたら、取扱いがまったくわからないため、操作方法を習って、与座岳や潮平の川から汲みました。特に与座は、5、6 台並んでいます。逆に時間がかかってしまい、報得川以南に地下水じゃなくても、簡単にホースから、水が汲める施設ができたらと大変感じています。早めに雨が降ってほしいと思っています。今月は、県の会議も結構あり、7 月 9 日に第 60 県農業会議の臨時総会が開催されております。これは 1 号から 3 号議案ですが、事業報告決算、それから、県の農業会議の役員に、今月から同じ委員である、山城学委員が県の農協の経営管理委員会の副会長になっており、お互いの常任幹事会のメンバーになっております。それから、第 4 回常任会議も 7 月 22 日に行われまして、糸満から 7 件の案件が承認されました。以上、ご報告をしておきます。それでは、第 7 回の総会を始めたいとおもいます。よろしくお願いします。久しぶりに本日は全員出席ということで、山城さんが県の経営管理委員会の副会長に選任されましたので、細やかながら、みなさんで、激励していただければ、幸いかと思います。それでは、本日の議事録署名委員に 1 番の伊保智栄美委員、2 番の宮里良淳委員お願いします。次回調査員は、1 番の伊保智栄美委員、2 番の宮里良淳委員、3 番の上原英正委員、よろしくお願いします。 【議題の宣言】 本日の議題は、 日程第 1 議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 12 件 日程第 2 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件 日程第 3 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件 日程第 4 議案第 34 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件 日程第 5 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 13 件 となっています。

会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。議案第 31 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 12 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	議案書を読み上げて説明(内容省略) それでは資料に基づきまして、ご説明をいたします。農地法第 3 条に係る許可申請でございます。3 ページ 8 番から行います。8 番について、関係者に委員の方がいらっしゃいますので退席をお願いします。8 番の説明に入ります。真栄里の一筆で売買による所有権移転です。
会長	それでは、番号 8 番について委員の皆さんのご意見、ご質問をよろしくをお願いします。
委員	13 番です。譲受人は、高齢ですが農業は可能ですか。
事務局	可能です。
委員	委員の関係者について、定義を教えてください。
事務局	基本的に、生計同一であること。具体的に何親等までかは、後日報告します。
委員	わかりました。
会長	他に意見ありますか。8 番につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。8 番については議案通り決定します。それでは、委員には席に戻っていただいて、引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局	議案書を読み上げて説明(内容省略) 2 ページ 1 番から説明していきます。与座の 2 筆、売買による所有権の移転で、4 月のあっせんの申し出による成立です。2 番は米須の 1 筆、売買による所有権移転で、5 月のあっせんの申し出による成立です。3 番は座波の 2 筆、10 年間の使用貸借権の設定で、八重瀬町との同時申請です。4 番、5 番は関連で、譲受人が同一です。4 番は米須の 2 筆で、売買による所有権の移転です。5 番は米須の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。6 番は大度の 1 筆で、贈与による所有権移転です。7 番は伊敷の 1 筆、売買による所有権の移転で、豊見城市との同時申請です。9 番、10 番は関連です。譲受人が同一です。9 番は照屋の 1 筆で、贈与による所有権の移転です。10 番は照屋の 3 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。11 番は摩文仁の 8 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。12 番は喜屋武の 4 筆で、贈与による所有権の移転です。
会長	説明が終わりました。委員の皆さんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。 質問がないようなので、議案 31 号ついて議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 6 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項にかかる許可申請です。 議案書を読み上げて説明(内容省略) 1 番は宇江城の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。用途は太陽光の施設です。2 番は真栄平の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です用途は太陽光の施設です。
会長	委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	12 番です。備考の借入 2350 万円は、工事費ですか。
事務局	はい。そうです。

委員	面積の大小に関わらず、工事費の借入金は、同じですか。
事務局	はい。そうです。
委員	現場説明です。5 番山城委員、19 番大城委員で調査してきました。みなさんご存知の通り 6 ページにある、太陽光発電ですね。みなさん疑問点に思われるかもしれませんが、第 1 種農地場合は、営農型の太陽光発電しか設置できませんが、第 2 種農地の場合、普通に太陽光は設置できますよね。
事務局	はい。そうです。
委員	では、法的に農業委員会で拒否することはできないわけですね。
事務局	はい。そうです。
委員	その中でおきまして、宇江城前原の 1 番南側ですが、8 ページの航空写真をご覧ください。第 2 種用地ですが、隣接は民家です。あと 1 筆の方は、10 ページをご覧ください。先程の宇江城の北側です。設置する方も同一です。こちらも第 2 種農地であり、先ほど議論がありました、借入額が 1 番、2 番とも 2350 万円、合計で 4700 万円借入するということですよね。
事務局	はい。そうです。
委員	詳細が明らかで、農業委員会が拒否する権限ありませんし、状态的に拒否することはないと判断します。以上です。
会長	はい。ご苦労様でした。それでは委員の皆さんのご意見ご質問よろしくおねがいします。
委員	13 番です。敷地内は砂利でやるのか。アスファルトを敷くのか。

事務局	太陽光なので、アスファルトを敷かず、砂利を敷くと思われます。1 m程度の施設なので、砂利を厚めに敷き、草木が生えないよう管理すると思われます。
会長	ほかに意見、質問はありますか。
委員	3 番です。ここは、第 2 種農地となっていますが、この農地の周辺も同じ 2 種ですか。
事務局	はい。そうです。
委員	これから先、この周辺が、太陽光施設場所になる可能性はありますか。
事務局	ありますが、農振地域は、太陽光施設は営農型の施設になり、現実的には、難しい状況で あります。
会長	他にありますか。議案 32 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	ありがとうございます。次に「第 3 議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。12 ページをお開き下さい。農地法第 5 条第 1 項にかかる許可申請です。1 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。用途は一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。2 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。用途は一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。3 番は真壁の 1 筆で、農地区分第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。4 番は米須の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地です。用途は一般住宅への転用で、使用貸借権の設定があります。以上です。

会長	それでは、ただいまの説明に関連し、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	はい。1 番ですが、14 ページの写真をみてください。大里前原地区です。大里公民館の南側に位置します。隣接は、住宅になっていません。また 15 ページの写真をみてください。2 番は 1 番の隣に、わずか 1 m ² です。1 番と 2 番、一緒に所有権移転となります。見た感じですが、隣接も住宅ですので、住宅利用として問題ないと判断します。次に 3 番の真壁西原、J Aおきなわ三和支店から、真壁農業試験場を抜ける所の角地にあります。そちらも隣接は、住宅になりますので、住宅利用に問題はないと思われます。4 番ですが、米須の東原 20 ページの写真をみてください。こちらは、第 2 種用地です。古屋敷になっており、そちらに新しく住宅を建てるということです。ただ 2 筆になっており、2 筆を使用貸借すると申請されましたが、住宅を建てることに対しては、何ら問題ないと判断します。以上。
会長	はい。ご苦労様でした。それでは皆さんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	33 号ではなく、32 号で聞き忘れたことがあるので、それを質問してよろしいでしょうか。
事務局	成立してましたので、参考程度をお願いします。決定は覆りません。
委員	はい。わかりました。太陽光を設置した場合、登記上は何になりますか。
事務局	太陽光を設置することで、物件が発生し、継続して利用することで、2～3 年後に雑種地に地目変更になります。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありますか。議案 33 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	それでは、次に議案 34 号「農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 25 ページをお開きください。「農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について」でございます。読み上げて同意を求めます。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	はい。それでは皆様のご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	2 番の土地は、現在原野ですか。
事務局	磁気探査を入れ、現在は畑になっています。
会長	他にありますか。議案 33 号につきましては、議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案 35 号「農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について」13 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。その前に 6 月からデータバンクというので、嘱託員が配置されております。基盤整備法にかかる利用権設定についても関わることになります。また、受け手、貸し手の情報も含め、さらに契約までのあっせんも当嘱託員が関わってきますので、今後同席し、情報や意見を頂きたく、ご協力をお願いします。それでは、25 ページから説明に入ります。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願いします。 ご意見等ないようなので、議案 35 号は議案通り決定してもよろしいでしょうか。

委員	異議なし
会長	はい。ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議案は承認されました。ご協力ありがとうございます。 議事録署名人 1 番 伊保智恵美 2 番 宮里良淳